

■道路運送車両法による新車の排出ガス規制<新車への登録規制>

自動車は道路運送車両法によって、新車は「道路運送車両の保安基準」に規定されている排出ガス基準をクリアしないと新規登録を受けて、公道を走行することはできません。

ラフテレーンクレーン(ホイールクレーン)は排出ガス規制が適用除外されていましたが、平成15年特殊自動車排出ガス規制を受ける車(車検証の型式にSCー、SDーが付く)から、新車はこの排出ガス規制を受けます。現在は平成18年、19年特殊自動車排出ガス規制を受けます(車検証の型式にEDRー、JDSーが付く)。この排出ガス規制は新車への規制ですから自動車メーカーが対応しています。お客さまによる対応は特に必要ありません。

●車両総重量2.5t超ディーゼル車のトラック・特種自動車の現行規制(新長期規制)

対象車種	車両総重量	成分※1	基準値※2 単位:g/kWh	施行年月日	適合車種の 識別記号
新車の 小型トラック 普通トラック 特種自動車 (基準緩和の並 行輸入車は規制 猶予)	2.5t超	CO	2.95(2.22)	新型車:平成17年10月1日 継続生産車:平成19年9月1日 [平成17年規制]	ADG-他 ↑ 3桁
		NMHC	0.23(0.17)		
		NOx	2.7(2.0)		
		PM	0.036(0.027)		

※1 CO:一酸化炭素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 基準値 2.95(2.22)は、1台あたりの上限値 2.95 g/kWh、型式あたりの平均値 2.22 g/kWhを示す。

●ディーゼル特殊自動車の現行規制(第3次規制)

規制対象車種	定格出力	成分※1	基準値※2 単位:g/kWh	施行年月日	適合車種の 識別記号例
新車の 大型特殊 自動車	19kW以上 37kW未満	CO	6.50(5.0)	新型車:平成19年10月1日 継続生産車:平成20年9月1日 [平成19年ディーゼル特殊自動車 規制]	EDM-
		HC	1.33(1.0)		
		NOx	7.98(6.0)		
		PM	0.53(0.4)		
	37kW以上 56kW未満	CO	6.50(5.0)	新型車:平成20年10月1日 継続生産車:平成21年9月1日 [平成20年ディーゼル特殊自動車 規制]	KDN-
		HC	0.93(0.7)		
		NOx	5.32(4.0)		
		PM	0.40(0.3)		
	56kW以上 75kW未満	CO	6.50(5.0)	新型車:平成20年10月1日 継続生産車:平成22年9月1日 [平成20年ディーゼル特殊自動車 規制]	KDP-
		HC	0.93(0.7)		
		NOx	5.32(4.0)		
		PM	0.33(0.25)		
75kW以上 130kW未満	CO	6.50(5.0)	新型車:平成19年10月1日 継続生産車:平成20年9月1日 [平成19年ディーゼル特殊自動車 規制]	EDR-	
	HC	0.53(0.4)			
	NOx	4.79(3.6)			
	PM	0.27(0.2)			
130kW以上 560kW未満	CO	4.55(3.5)	新型車:平成18年10月1日 継続生産車:平成20年9月1日 [平成18年ディーゼル特殊自動車 規制]	JDS-	
	HC	0.53(0.4)			
	NOx	4.79(3.6)			
	PM	0.23(0.17)			

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 基準値 6.50(5.0)は、1台あたりの上限値 6.50 g/kWh、型式あたりの平均値 5.0 g/kWhを示す。